

湘南地域シェアサイクル広域周遊観光実証実験事業
協働事業者公募型プロポーザル募集要項

2019年2月

湘南地域自転車観光推進協議会

次の業務について、公募型プロポーザルにより事業の相手方を決定しますので、提案を募集します。

1 事業名

湘南地域シェアサイクル広域周遊観光実証実験事業

2 実証実験事業の目的

現在、日本全国において観光戦略の推進のため、シェアサイクルの導入が進んでいる。

また、2017年5月、自転車活用推進法が施行、2018年6月、国の実施方針である自転車活用推進計画が閣議決定され、その目標の一つとしてサイクルツーリズムの推進による観光立国の実現が挙げられており、自転車を活用した観光振興が全国的に加速してきている。

その中で、神奈川県内における湘南地域（平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、大磯町、二宮町）については、富士山を眺めながらサイクリングのできる絶好のビュースポットであり、全国に発信することができる優良な観光資源を有している。

湘南地域シェアサイクル広域周遊観光実証実験事業（以下「実証実験事業」という。）は神奈川県、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、大磯町、二宮町及び県・当該市町の各観光協会（鎌倉市を除く。以下同じ。）で構成する湘南地域自転車観光推進協議会（以下「協議会」という。）と民間シェアサイクル事業者（以下「協働事業者」という。）が協働し、シェアサイクルによる周遊観光を促進して、二次交通のネットワークを構築するとともに、シェアサイクルに関連する事業者との連携を促進し、利用者の利便性を向上させることによって湘南地域の観光地としての魅力を高めていくことを目的とする。

3 実証実験事業の概要

(1) 実証実験事業内容

「湘南地域シェアサイクル広域周遊観光実証実験事業協働事業者公募型プロポーザル仕様書」のとおり

(2) 実施期間

2019年8月1日（木）から2022年3月31日（木）まで（予定）

(3) 実施エリア

湘南地域の市町（平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、大磯町、二宮町）

4 参加資格及び条件

(1) 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しないこと。

イ 神奈川県から指名停止を受けていないこと。

- ウ 「湘南地域シェアサイクル広域周遊観光実証実験事業公募型プロポーザル仕様書」に示す業務を履行する能力を有すること。
- エ 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続をしていないこと。
- オ 最近1年間の法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- キ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。
- ク 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものを役員に含まないこと。
- ケ 神奈川県暴力団排除条例第9条に基づき、代表者または役員に暴力団員がいないことを確認するため、神奈川県が代表者及び役員の名等を神奈川県警本部に対して照会を行うことについて同意できること。
- コ 神奈川県内でシェアサイクル事業の実施実績を有すること。

(2) 参加条件

実証実験事業計画として、「湘南地域シェアサイクル広域周遊観光実証実験事業協働事業者公募型プロポーザル仕様書」に示す条件を満たす提案ができること。

5 スケジュール

募集要項の公表・配布	2019年2月5日（火）から
事業説明会	2019年2月8日（金）
質問書の受付	2019年2月12日（火）17時15分まで（必着）
質問書の回答	2019年2月18日（月）（予定）
参加意思表明書の受付	2019年2月22日（金）17時15分まで（必着）
参加資格確認結果通知	2019年2月25日（月）
企画提案書の受付	2019年3月6日（水）17時15分まで（必着）
提案プレゼンテーション及び質疑	2019年3月13日（水）
選定結果通知	2019年3月20日（水）（予定）
事業計画の策定、協定の締結	2019年4月～5月（予定）
事業準備	2019年6月～7月（予定）

6 参加手続き

(1) 募集要項の配布

参加に必要な様式は、下記のホームページからダウンロードするか、神奈川県国際文化観光局観光部観光企画課で受け取ってください。

ア 日時 2019年2月5日（火）から

イ 場所 神奈川県国際文化観光局観光部観光企画課ホームページ
URL:<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ya3/sharecycle.html>

(2) 事業説明会

ア 日時 2019年2月8日(金)10時から

イ 場所 神奈川県平塚合同庁舎5階5C会議室(平塚市西八幡1-3-1)

(3) 質問書の受付及び回答

企画提案書の作成に関する質問がある場合には、質問書(第1号様式)を提出してください。
質問に対する回答は、全ての参加意思表明書の提出者に対して、電子メール又はファクシミリで行います。

なお、質問書には、法人名、担当部署、担当者名、電話番号、回答先となる電子メールアドレス及びファクシミリ番号を必ず記載し、また、必要に応じて、質問に関連する仕様書等の箇所(ページ、項番等)をお示しください。

ア 提出書類 質問書(第1号様式)

イ 提出期限 2019年2月12日(火)17時15分まで(必着)

ウ 提出方法 電子メール又はファクシミリ

電子メールアドレス:hiroya.mmvz@pref.kanagawa.jp

ファクシミリ番号:045-210-8870

エ 提出先 神奈川県国際文化観光局観光部観光企画課観光プロモーショングループ 中山

オ 回答日 2019年2月18日(月)(予定)

(4) 参加意思表明書等の提出

参加を希望する者は、必ず参加意思表明書(第2号様式)及び誓約書(第2号様式別添)を提出してください。

参加意思表明書の提出がない者の参加は認められません。

ア 提出書類 参加意思表明書(第2号様式)及び誓約書(第2号様式別添)

イ 提出期限 2019年2月22日(金)17時15分まで(必着)

ウ 提出方法 持参又は郵送

エ 提出先 神奈川県国際文化観光局観光部観光企画課観光プロモーショングループ 中山

(5) 企画提案書等の提出

別添企画提案書作成要領に基づき、企画提案書(第3号様式)を作成し、提出してください。

ア 提出書類

提出書類については、第3号様式以外は、法人名やロゴマーク等提案者を特定できるものを入れないようにしてください。

(ア) 企画提案書(第3号様式)

(イ) 湘南地域シェアサイクル広域周遊観光実証実験事業提案概要(第4号様式)

- (ウ) 湘南地域シェアサイクル広域周遊観光実証実験事業運営計画書（第5号様式）
- (エ) 湘南地域シェアサイクル広域周遊観光実証実験事業サイクルポート設置希望箇所一覧
(第6号様式)
- (オ) 使用する機材（自転車及びラック）の仕様が分かる資料（任意様式）
- (カ) その他、提案プレゼンテーションに使用する資料（任意様式）
- (キ) 神奈川県内でのシェアサイクル事業の実績を証する資料（任意様式）
- (ク) 提案者の概要、組織体制（任意様式）
- (ケ) 法人の登記事項証明書
- (コ) 納税証明書（直近1事業年度分）

イ 提出部数 8部

※1部を正本とし、7部は複写でも可とします。

ウ 提出期限 2019年3月6日（水）17時15分まで（必着）

エ 提出方法 持参又は郵送

オ 提出先 神奈川県国際文化観光局観光部観光企画課観光プロモーショングループ 中山

(6) 提案プレゼンテーション及び質疑

- ・ 提出された企画提案書及び関連資料（第3号様式～第6号様式、任意様式）に基づき提案プレゼンテーション及び質疑を行うものとし、未提出の資料は使用できません。
- ・ 提案者ごとの所要時間は30分以内とします（プレゼンテーション25分、質疑応答5分）。

ア 日 時 2019年3月13日（水） 時間未定（予定）

イ 会 場 神奈川県平塚合同庁舎5階5C会議室（平塚市西八幡1-3-1）（予定）

※詳細の日時及び会場については、後日、企画提案書の提出者に対して通知します。

(7) 協働事業者選定方法及び評価項目

ア 選定方法及び結果の通知

(ア) 「湘南地域シェアサイクル広域周遊観光実証実験事業協働事業者公募型プロポーザル」選定委員会」を設置し、企画提案書及び提案プレゼンテーションの内容について、別紙「湘南地域シェアサイクル広域周遊観光実証実験事業協働事業者公募型プロポーザル」評価基準に基づき審査を行い、選定します。

(イ) 選定する協働事業者については1者以上とします。

(ウ) 提出内容に虚偽の記載があると協議会が判断した場合には、当該事業者を失格とします。

(エ) 選定委員の平均得点が76点を超えない提案は、順位いかんに関わらず、自動的に不採用とします。

(オ) 選定の結果は、選定後速やかに事業者に通知します。

イ 協働事業者を選定するための評価項目

基本方針、運営能力、運営設備、利用者の利便性、安全・環境対策等、別紙「湘南地域シェアサイクル広域周遊観光実証実験事業協働事業者公募型プロポーザル」評価基準に基づいて評価します。

ウ 選定委員会の設置

実証実験事業の協働事業者を選定するために選定委員会を設置します。委員については、協議会構成自治体職員、シェアサイクルに関する知見を有する有識者及び地域経済に精通した有識者とします。

(8) 参加が無効となる場合

参加意思表明書及び企画提案書が次の項目に該当する場合には、参加を無効とする場合があります。

ア 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの。

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

ウ 虚偽の内容が記載されているもの。

7 協定の締結

選定された協働事業者は、協議会と事業計画を策定後、速やかに湘南地域シェアサイクル広域観光周遊実証実験事業に関する協定書を協議会構成員の自治体（神奈川県、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、大磯町、二宮町）及び関係者等と締結していただきます。なお、選定された協働事業者が、協定締結までに次の事由に該当した場合は、その選定を取り消し、協定を締結しないことができるものとします。

- (1) 4(1)に示す参加資格を喪失したとき
- (2) 提出した書類に虚偽の記載があったとき
- (3) 正当な理由がなく、協定の締結に応じないとき
- (4) 財務状況の悪化等により、業務の履行に支障が生じると判断されるとき
- (5) 社会的信用の著しい損失等により、協働事業者として適切でないと判断されるとき
- (6) その他、協議会により、協定の締結が適当でないと判断されるとき

8 留意事項

- (1) 参加に係る経費は、提案者の負担とします。なお、提出された書類は返却しません。
- (2) 提出書類等の提出期限以降の変更、修正、差し替え又は再提出は認めません。
- (3) 同一の者からの複数の提案は不可とします。
- (4) シェアサイクル事業の実施については原則として、提出された提案に基づき実施しますが、公募型プロポーザル実施以降、具体的な事業計画を策定する際、必要に応じ、協議会と協働事業者が協議の上修正する場合があります。
- (5) 本業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、主たる部分でない業務の一部について、他者に委託する際は、事前に協議会の承諾を受けることとします。
- (6) 共同事業体での提案も可とします。ただし、共同事業体の構成企業として参加している事業者が、単独又は他の共同事業体の構成員としての参加は認めません。また、共同事業体で提案した場合は、代表事業者を決めてください。

9 問合せ先

湘南地域自転車観光推進協議会事務局

神奈川県国際文化観光局観光部観光企画課観光プロモーショングループ 中山

住 所 〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

電話番号 045-210-5767 (直通)

FAX 番号 045-210-8870

別紙「湘南地域シェアサイクル広域周遊観光実証実験事業協働事業者公募型プロポーザル」評価基準

審査事項 ※○内は配点		内容
基本方針 (60)	事業運営の基本方針(15)	本事業の目的を理解し、事業全体の明確な基本方針があるか
	地域特性の把握(15)	当該地域の地域特性を把握し、提案に反映しているか
	事業目的との整合性(15)	実証実験事業の目的と整合性がとれたものとなっているとともに、協議会構成員の自治体が掲げる自転車の安全で適正な利用を促進するための自転車関係施策を踏まえたものとなっているか
	目標設定 (KPI) (15)	設定した目標設定 (KPI) が事業の目的を達成するための適正なものであるか
運営能力・継続性 (25)	運営実績(5)	神奈川県内でシェアサイクル事業に関する実績や運営のノウハウを有しているか
	運営体制(5)	運営は組織化され、適切な人員が配置されているか
	複数事業者の連携(5)	複数のシェアサイクル事業者が共存、連携できるものとなっているか
	採算性(5)	継続的な事業採算性が確保された事業計画であるか
	付帯事業(5)	利用促進に資する取組であるか
運営設備 (30)	自転車の台数、ポートの設置場所(5)	自転車の台数、ポートの設置場所の計画は適切か
	自転車性能(5)	安全性、操作性、耐久性、デザイン性を備えており、道路交通法等の関係法令に適合した車両であるか
	サイクルポート性能(5)	安全性、操作性、耐久性、デザイン性を備えているか
	自転車及びポートのメンテナンス(5)	自転車及びポートのメンテナンスは適正か
	ポートの設置・撤去(5)	ポートは速やかに撤去及び移動が可能か
	自転車の再配置(5)	ポート間での自転車の偏重に対して、どのように再配置を行うのか
利便性 (35)	登録方法(5)	登録方法は容易で、多くの利用者が登録できるか
	空き状況の確認方法(5)	自転車・ポートの空き情報を容易に確認できるか
	利用方法(5)	自転車の開錠・施錠は容易にできるか、一時駐輪は可能か
	決済方法(5)	自転車利用料の決済は容易で、複数の決済方法を選択できるか
	利用料金(5)	利用者が利用しやすい料金設定となっているか
	多言語対応(5)	日本語のほか、多言語に対応しているか
	周知・広報の方法(5)	広く事業の周知、広報を行うものとなっているか
安全・環境対策 (30)	利用者へのルール及びマナー啓発の方法(5)	利用者へのルール及びマナー啓発の方法は適切か
	自転車及びポートの安全性(5)	自転車及びポートは、利用者や周辺への安全、環境に配慮したものであるか
	緊急時の対応(5)	事故・トラブルなど緊急時の対応窓口、体制及び問合せ方法はどうか
	保険内容(5)	加入する保険の内容はどうか
	違法駐輪対策(5)	違法駐輪対策としてどのような措置をとるのか
	個人情報の管理(5)	利用者の個人情報の管理方法及び管理体制は適正か
	地域連携 (20)	提供可能データ(5)
新規性・独創性(5)		当該実証実験事業に併せた新規性、独創性のあるものとなっているか
地域活性化への貢献(5)		地域事業者との連携等により、地域経済の活性化につながるか
実証実験事業終了後の展望(5)		実証実験事業終了後の事業計画をどのように考えているか
合計 (200)	32項目	

※選定委員の平均得点が76点を超えない提案は、順位いかんに関わらず、自動的に不採用とします。